

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門家検討会議設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき産業廃棄物処理業の許可、変更許可及び産業廃棄物処理施設の設置の許可、変更許可（以下「許可申請等」という。）の審査に当たり、当該許可申請等が産業廃棄物を適正かつ安全に処理できる施設であるかについて専門的立場からの意見を求めるため「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に関する専門家検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、事業者から提出された許可申請等の事前計画が産業廃棄物を適正化かつ安全に処理できる施設であるかについて検討し、環境局資源循環推進部長（以下「部長」という。）に意見を言う。

(構成)

第3条 検討会議は学識経験者等専門的知識を有する者5名以内の委員をもって組織する。
2 前項の委員の他、特に必要があるときは、検討会議は臨時委員を置くことができる。
3 委員及び臨時委員は、部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
2 臨時委員は、必要な期間を任期として定め選任する。

(委員長)

第5条 検討会議に委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選任する。
3 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 検討会議に副委員長を置く。
2 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
3 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(招集等)

第7条 検討会議は部長の招集により開催する。
2 多摩環境事務所の所管に係る案件については、多摩環境事務所長が部長に検討会議の招集について求めるものとする。
3 委員長は、必要があると認めるときは、関係機関等の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(開催方法)

第8条 検討会議は、東京都情報公開条例第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9条 会議ごとに議事録を作成することとする。
2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。